

東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設基本構想策定に係る検討会議設置要綱

(目的)

第1条 東日本大震災及び原子力災害の実態と、復興への取り組みを正しく伝え、教訓として後世に継承・共有する施設となるアーカイブ拠点施設を整備するための基本構想を策定するにあたり、「展示方針」等具体的な施設の内容について県の考えをとりまとめるために、検討会議（以下、会議等）を設置する。

(検討事項)

第2条 会議は、施設に関する、次に掲げる事項を検討することとする。

- (1) 「展示方針」、「導線計画」等施設の具体的なコンテンツについて。
- (2) その他、県が基本構想を策定するにあたり必要となる事項について。

(組織)

第3条 検討会議は知事が委嘱する別表1の委員をもって構成する。

- 2 会議には、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じ知事が招集する。

- 2 会議は、必要に応じ委員以外の者からの意見を求めることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成28年5月30日から施行する。

